

阿波吉野川警察署庁舎事業者選定アドバイザー業務 企画提案書特定のための評価方法

阿波吉野川警察署事業者選定アドバイザー業務における企画提案書特定のための評価方法については、以下のとおりとする。

- 1 審査員による審査については、次のとおりとする。
審査は、企画提案書等の書面審査とする。
- 2 書面審査については、次のとおりとする。
各審査委員が、各者より提出された企画提案書等について、別紙1の評価基準及び配点により書面審査を行い、採点する。
各審査委員の得点を合計し、最高得点者の企画提案書を特定する。

阿波吉野川警察署事業者選定アドバイザー業務
企画提案書を特定するための評価基準と配点

特定するための評価基準		評価の視点	配点	計
1	PPP/PMF事業 のアドバイザー業 務実績と実施体制	① PPP/PMF事業のアドバイザー業務について 量的に十分な企業実績を有しているか。	10	30
		② 業務を円滑に遂行するための的確な体制が構築され ているか。(外部協力会社等を含む)	10	
		③ 担当予定者は十分な能力・実績を有し、本業務を的確 に遂行できるか。	10	
2	企画提案書の課題に 対する考え方	① 業務を円滑に遂行するための的確な実施方針が示さ れているか。	10	60
		② 業務を円滑に遂行するための的確な業務スケジュール が示されているか。	5	
		③ 要求水準書作成時の工夫について、十分検討し、具 体的な内容が示されているか。	15	
		④ 想定される課題とその解決の方向性について示され ているか。	15	
		⑤ 民間事業者の参画促進に向けた工夫について、十分検 討し、具体的な内容が示されているか。	15	
3	地域精通度	徳島県内に営業所の所在地があるか。	5	5
4	見積金額	提出された見積書(全工程)の金額により評価する。	5	5
			合計	100

(評価方法)

- 項目1については、提出資料のうち様式3、4、5、6に基づいて審査を行う。
- 項目2については、提出資料のうち企画提案書に基づいて審査を行う。
- 項目3については、提出資料のうち様式2に基づいて審査を行う。
- 項目1の①の評価は、次のとおりとする。

業務実績10件	: 5点
業務実績8～9件	: 4点
業務実績6～7件	: 3点
業務実績4～5件	: 2点
業務実績3件以下	: 1点
- 項目1の②、③から2の①～⑤の評価は5段階で行う。

大変優れている	: 5点
優れている	: 4点
普通	: 3点
やや劣っている	: 2点
劣っている	: 1点
- 項目3の評価は、次のとおりとする。

主たる営業所が徳島県内にある	: 5点
その他の営業所等が徳島県内にある	: 3点
上記のいずれにも該当しない場合	: 0点
- 項目4の評価は、次のとおりとする。
(最低見積額)

$$5 \times \frac{\text{最低見積額}}{\text{(当該事業者見積額)}}$$
 の計算式で算定し、小数点以下を切り捨てた数値を評価点とする。
- 最重要項目については、評価点の3倍の配点とする。
(最重要項目 = 2 - ③・④・⑤)
 重要項目については、評価点の2倍の配点とする。
(重要項目 = 1 - ①・②・③, 2 - ①)